

ID: 10

担当部署: 住民課

処分の概要	登録廃止の承認		
例規名 根拠条項	高根沢町印鑑条例 第10条第1項		
例規番号	昭和52年条例第11号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (印鑑登録廃止の申請)</p> <p>第10条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添え、町長に当該印鑑の登録の廃止を申請することができる。</p> <p>2 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、登録印鑑を亡失したときは、直ちに印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添え、町長に当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。</p> <p>3 前条第2項の規定は、前2項の申請があったときに準用する。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日